



Title	『河海抄』における『紫明抄』引用の実態：引用本文の系統特定と注記の受容方法について
Author(s)	松本, 大
Citation	語文. 2011, 96, p. 31-43
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/69171
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『河海抄』における『紫明抄』引用の実態

— 引用本文の系統特定と注記の受容方法について —

松 本 大

一 はじめに

『河海抄』の成立には、様々な先行諸注釈書からの影響が考えられる。中でも河内家の源氏学と『河海抄』との繋がりを考えた時に、最も大きな影響を与えたであろうものは『紫明抄』である。

『河海抄』と『紫明抄』の繋がりでこれまで最も注目されてきたのは、『河海抄』の撰献に関わる『珊瑚秘抄』の記事である。

『珊瑚秘抄』には「往日、貞治初、依_レ故實院贈左大臣家貴命、令_レ撰_レ献_レ河海抄廿卷。是摸_レ保行法師素寂、陪_レ関東李部大王之下問、撰_レ進紫明抄之例也。」と、『河海抄』が足利將軍家に献上されたのは、『紫明抄』が久明親王に献上された事例を摸してのことであったとする。『河海抄』の序には、先行注釈書としての『紫明抄』に関する記述は見えないが、『河海抄』編集の際に『紫明抄』が参照されていたことが十分に考えられるのである。

『河海抄』の注記内容に関しても、注釈の提示形態を初めとし

て、漢字（漢語）による和語への注記の方法や、引歌として万葉歌を積極的に用いる点など、多くの共通点がある。また『河海抄』が指摘する准拠の内容についても、『紫明抄』の注記と一致する箇所も多く、注記の完全な一致は見えなくとも『河海抄』が指摘する内容の骨格となったと考えられる注記も数多く見られ、『河海抄』が『紫明抄』の説を受け継いでいたことがわかる。

本稿では、まず『河海抄』に引用される『紫明抄』の本文系統を明らかにし、その上で『河海抄』が『紫明抄』を引用する際の特徴を示すことを目的とする。

二 『紫明抄』諸本の現存状況と奥書

『河海抄』に引用される『紫明抄』の本文系統を検討する前に、まず『紫明抄』の諸本について確認したい。

『紫明抄』の諸本は現在のところ、京都大学文学部蔵本（以下、京大本）、内閣文庫十冊本（以下、内甲本）、内閣文庫三冊本（以

下、内丙本)の三系統に分類されている。大津有一氏は、京大本を諸伝本中最古の善本とし、内丙本は内甲本を簡略化したものと位置付けた。^(注1)これに対して近年田坂憲二氏は、内丙本系統は内甲本系統より派生した系統ではないとした上で、「内甲本のグループは、内丙本と、京大本系の諸本との、丁度中間的な位置にあるものである。」とした。^(注2)田坂氏によると、内丙本は初稿的な位置にあり、その後増補改訂されていく過程で内甲本系統や京大本系統が発生したとする。本稿でも、田坂氏の論考に従い三系統がそれぞれ異なる系統であるものとして比較を行う。ただし本稿では系統成立の前後関係については考えないものとし、あくまで系統間における差異に注目していく。

まず外形的な形態について比較する。『紫明抄』の形態は、いずれの系統も十巻であることで共通する。ただし、一巻の中で『源氏物語』のどの巻からどの巻までを扱うかという施注構成には差異が見られる。施注構成に差異が見られるのは巻一・巻二のみであり、巻三以降の巻では三系統は完全なる一致をみせる。下の【表1】に、それぞれの系統の施注構成を示した。『河海抄』とも比較出来るように下部に『河海抄』の施注構成を配置した。

『紫明抄』の巻一・巻二では三系統とも施注構成が異なっている。京大本は巻一が桐壺巻く夕顔巻、巻二が若紫巻く花散里巻を扱う。内甲本は巻一が桐壺巻く夕顔巻、巻二が帚木巻く花散里巻を扱う。内丙本は巻一が桐壺巻く夕顔巻、巻二が末摘花巻、巻三が紅葉賀巻く花散里巻となっている。

【表1】『紫明抄』と『河海抄』の施注構成の比較^(注1)

『紫明抄』の施注構成			『河海抄』の施注構成		
卷一 (京大本) 桐壺 く夕顔	卷一 (内甲本) 桐壺 帚木く夕顔	卷一 (内丙本) 桐壺 く末摘花	卷一 桐壺	卷二 帚木く夕顔	卷二 若紫く末摘花
卷二 若紫 く花散里	卷二 若紫く花散里、欠	卷二 紅葉賀 く花散里	卷三 須磨く関屋	卷四 絵合く少女	卷四 玉鬘く篝火
卷三 須磨く関屋	卷三 須磨く関屋	卷三 須磨く関屋	卷五 野分く藤裏葉	卷五 野分く藤裏葉	卷五 野分く藤裏葉
卷四 絵合く少女	卷四 絵合く少女	卷四 絵合く少女	卷六 若菜上く鈴虫	卷六 若菜上く鈴虫	卷六 若菜上く鈴虫
卷五 玉鬘く篝火	卷五 玉鬘く篝火	卷五 玉鬘く篝火	卷七 夕霧く竹河	卷七 夕霧く竹河	卷七 夕霧く竹河
卷六 若菜上く鈴虫	卷六 若菜上く鈴虫	卷六 若菜上く鈴虫	卷八 橋姫く宿木	卷八 橋姫く宿木	卷八 橋姫く宿木
卷七 若菜上く鈴虫	卷七 若菜上く鈴虫	卷七 若菜上く鈴虫	卷九 東屋く夢浮橋	卷九 東屋く夢浮橋	卷九 東屋く夢浮橋
卷八 絵合く少女	卷八 絵合く少女	卷八 絵合く少女	卷十 蜻蛉く夢浮橋	卷十 蜻蛉く夢浮橋	卷十 蜻蛉く夢浮橋

『紫明抄』の巻一・巻二において系統間で施注構成が異なるのは、巻一・巻二のみを先に献上したという『紫明抄』の成立事情(注5)と結びつくかとも考えられるが、ここでは指摘に留める。

『紫明抄』の施注構成は、『河海抄』にも影響を与えたと思われる。『紫明抄』と『河海抄』の施注構成の比較をすると、『河海抄』の施注構成は『紫明抄』と非常に似通っていることに気付く。『紫明抄』の一卷で扱われる分量を『河海抄』ではほぼ二巻に分けて施注している形であり、施注を始める巻名と施注を終わらせる巻名についても、そのほとんどが対応している。

『紫明抄』と『河海抄』で施注構成に差異が見られる部分は、『紫明抄』で玉鬘巻、藤裏葉巻の二巻分にあたるものが、『河海抄』では三巻分にまとめられている点である。これは桐壺巻、花散里巻までの『紫明抄』二巻分を、『河海抄』では五巻分に当てている為、その分をこの箇所で凝縮させたものと思われる。『河海抄』が二十巻という形態に固執しているのは、勅撰和歌集の形態を見做ったためとも考えられるが、『紫明抄』の施注構成の枠組みに則った結果なのではなからうか。後世の他の注釈書の施注構成と比較してみても、『紫明抄』と『河海抄』の関係ほど強く一致するものは見られない。この両者の施注構成は、若干の差異が見られるものの、『河海抄』が『紫明抄』をもとに作成されたと考える一つの要素となるであろう。

次に『紫明抄』の奥書から、『河海抄』との関係を探っていく。『紫明抄』の奥書は系統によってかなり差異が見られるが、その

中でも内甲本系統の奥書からは『河海抄』との接点が見える。内甲本系統の奥書には、『河海抄』の作者である四辻善成が『紫明抄』の書写に関わっていたことが示されているのである。

内甲本は少なくとも五回の書写の形跡があり、元応元(一一三一九)年、暦応三(一一三四〇)年、貞治四(一一三六五)年、応安三(一一三七〇)年、至徳四(一一三八七)年の奥書が存在(注6)する。いずれの奥書も内甲本系統のみに見られるものである。内甲本系統は取り合わせ本である可能性が高く、それは次に示す巻八・巻十の奥書から窺える。

・巻八奥書

本二

愚本内、両巻紛失之間、以証本書統了。于時貞治四年三月十

三日。

在判

至徳四年七月上旬之比、詵竟基法印書写之了。即午月一
交了。 沙門 在判

・巻十奥書

此抄十卷之内、第五第七第九以上三帖、雖或人之手、不慮
雖感于得之、所殘猶依之不尋得、借請四辻一品本、具書写
交合了。為証本之子細、載奥書歟。可秘之。

于時至徳第四夷則上旬終功了。 園城非人白河瓦礫沙門判

書本奥書二

此抄一部十卷、悉以素寂自筆本書写了。而此卷紛失之間、
後日書加之。奥一段作者素寂自筆也。

書中撰出之間、故統「加卷中」者也。

時貞治四年季春十七日

特進判

卷八・卷十には、貞治四年と至徳四年の奥書が存在し、同内容の書写過程を示している。傍線部によると、至徳四年に「園城非人白河瓦礫沙門」なる人物が、たまたま巻五・巻七・巻九の三巻を手に入れ、それ以外を「四辻一品本」によって補填したことになる。この借り受けた「四辻一品本」とは、四辻善成が所持していた本を指すと思われる。貞治の奥書は借り受けた本に記されていたものであり、波線部によると、素寂自筆本を書写したものであったが、巻八と巻十は紛失してしまったために後日「証本」によって補ったとしている。巻八の奥書に「愚本」とあることから、貞治年間に不足分を補填したのは善成自身であると考えられる。善成と素寂自筆本の関係については、巻一の奥書にも見える。

・巻一奥書

本二

此抄十卷、往年曆心之比、以素寂自筆本「合」書「写」之訖。
素因相伝之本也。其後第一卷為「或武家仁」被「借」卷之間、後日
以「証本」書「統」欠卷「者」也。

権大納言源判

本二

件本奥書云、

元応元年十二月十五日、以「施薬院使忠守本」書写「校合畢」。源
氏物語事、彼朝臣耽「其道」、尋「奥源」、仍諸抄物等不慮相「伝
之」、光行以後口伝令「伝受」云々、好事之至、可「謂」当世之独

歩一歟、此抄尤可「神秘」哉。

前員外垂相在判

傍線部によると、善成が所持していた『紫明抄』は、曆心年間に素因相伝の素寂自筆本を書写したものである。その後、武家に貸し出して欠巻となった巻一を「証本」によって補っている。巻一を補ったのは、「権大納言源判」とあることから、善成が権大納言であった応安三〜四年の間であることである。この「証本」とは、波線で示した部分にあるように、元応元年に前員外垂相が「施薬院使忠守本」を書写したものである。「施薬院使忠守」とは、善成の源氏学の師である丹波忠守である。先程示した貞治の奥書に見えた「証本」も、おそらくこの本を指すと思われる。

善成による『紫明抄』の書写は、奥書から窺えるだけでも少なくとも三回（曆心三年・貞治四年・応安三〜四年）は行われている。曆心三年に素寂自筆本を書写してから、長らく善成の手元にあった『紫明抄』は、何度か一部分が紛失することもあったようであるが、その都度「証本」によって補填していたようである。

内甲本系統『紫明抄』の奥書により、曆心三年には善成のもとに『紫明抄』が存在していたことが確認出来た。曆心三年は『河海抄』成立の約二十年前にあたり、かなり早い段階から『紫明抄』は善成のもとで参照されていたと考えられる。また内甲本『紫明抄』の書写に善成が関わっているという点からも、『河海抄』と内甲本系統『紫明抄』との繋がりが窺えよう。

以上を踏まえた上で、今度は注記の中から『河海抄』内に見られる『紫明抄』の本文系統を特定し、その関係性を確認していく。

三 『河海抄』所引の『紫明抄』

先述したように、内甲本系統『紫明抄』の書写に『河海抄』作者の善成が関わっているという点で、内甲本系統『紫明抄』が『河海抄』に参照されている可能性は高い。本節では、注記内容からも、内甲本系統『紫明抄』との関係が深いかどうかを検証する。具体的には、京大本・内甲本・内丙本で異同がある注記が、『河海抄』にも反映されているかを確認していく。^(注1)

『河海抄』の注記には、先行諸注からの引用について、はっきりと出典を明示する場合としない場合とがある。『紫明抄』からの引用も、ほとんどは出典が明示されていない。はっきりと『紫明抄』と明示されている注記の中で、『紫明抄』諸本内の異同が関係しているのは、次に示す例である。

・『河海抄』須磨巻

いちはやき世の
最強^{イチハヤキ}

伊勢物語にいちはやきみやひをなんしけるとあり

親行云 すみやかなる心也水原

素寂云 すくれたるといふ詞也紫明抄

案之急なる心歟早の字也いちは最也いちしるしなとも云也

・京大本『紫明抄』須磨巻

いちはやき世のいとおそろしう

いちはやきすくれたるといふ詞也

・内甲本『紫明抄』須磨巻

いちはやき世のいとおそろしう

伊勢物語云いちはやきみやひをなんしけるいちはやきはす

くれたるをいふ
詞也すみやかなる
事か

・内丙本『紫明抄』須磨巻

いちはやき

すみやかなる也 伊勢物語

これは須磨巻の「いちはやき」という語に関する注記である。この注記で『河海抄』が『紫明抄』を引用している箇所は、波線部「すくれたるといふ詞也紫明抄」であり、この部分は京大本の波線部「すくれたるといふ詞也」、内甲本の波線部「すくれたるをいふ詞也」に当たる。「すくれたると」と「すくれたるを」で細かな異同があり、この点からは京大本の方が近いかと思われるが、『河海抄』の傍線部「伊勢物語にいちはやきみやひをなんしけるとあり」は、明らかに内甲本の「伊勢物語云いちはやきみやひをなんしける」の部分を用いている。『伊勢物語』を指摘する注記は京大本には見えず、また内丙本には「伊勢物語」という指摘はあるものの注記の語句はやはり見えず、内甲本の独自注記を『河海抄』が引き継いでいると言える。

次に『河海抄』内で注記の出典が明示されていなくとも、同様に『紫明抄』の異同が反映していると思われる注記を示す。

・『河海抄』帚木巻

そはつきされはみ

(中略)

案之左礼は左道儀也人のされたるとはまことしからざる躰也されおとなひたるとは以前の宿老の字歟これもとし老て物なれすきよからぬ躰也新猿樂記に虚左礼とあり左礼右礼の義はみは上に付たる詞也よしはみなと云かことし

俊頼口伝に誹諧哥をされ哥といへりそれもたはふれたる様也

・『河海抄』夕顔巻

されたるやりとくち

左道なるやりとくち也

俊頼口伝にされ哥といへるも誹諧躰也ゆかみなとしたる戸

口也

・京大本『紫明抄』夕顔巻

さすかにされたるやりとくち

されたるはたはふれたる詞也、俊頼口伝云、誹諧哥はされ

たはふれたるかことしといへり

・内甲本『紫明抄』夕顔巻

さすかにされたるやりとくち

されたるはたはふれたることはなり

俊頼口伝、誹諧哥はされ哥といへり

たはふれたるかことしと、されたはふれたるかことし

・内丙本『紫明抄』夕顔巻

さすかにされたるやりとくち

されたるはたはれたる同、俊頼口伝誹諧云々、是をされ哥と

いへりたはるゝかことしといへり

これらは帚木巻と夕顔巻にある注記で、それぞれ「そはつきされはみ」「されたるやりとくち」の「され(ざれ)」の意味を解釈するものである。『河海抄』では、傍線部で「俊頼口伝」として『俊頼髓脳』からの引用が行われている。

この「俊頼口伝」からの引用部分が、『紫明抄』諸本でゆれてゐる。『河海抄』の傍線部に対応する箇所にも、傍線と点線を付した。この部分を比較すると、京大本は「俊頼口伝云、誹諧歌はされたわふれたるがことしといへり」、内甲本は「俊頼口伝、誹諧歌はされ歌といへり」、内丙本は「俊頼口伝誹諧云々、是をされ歌といへり」と、細かな点であるが三者三様に異なる。注記で示している内容は同じであるが、注記に用いられる語句の使用で最も近いのは内甲本である。

『河海抄』内で『俊頼髓脳』の引用は三例あり、「無名抄」として一例、「俊頼口伝」として当該箇所二例がある。「無名抄」として引用される一例は帚木巻に存在し、「帚木」という歌語について歌学書を列挙しながら検証をしている部分に見える。この注記は、そのほとんどが「袖中抄」からの孫引きによるもので、「無名抄」云々から始まる箇所も書名ごと孫引きされたものである。同じ『俊頼髓脳』からの引用でありながら明示される書名が異なるのは、このように注記の引用が別々の典籍から行われたことを

窺わせるものである。

「俊頼口伝」として引用される当該の二例は、注記が同内容であり、異なる巻にあるにもかかわらず似た文言で引用されていることから、それぞれの箇所直接『俊頼髓脳』を参照したのではなく、内甲本系統『紫明抄』から孫引きした可能性が高い。この「ざれ」の解釈では、もと内甲本系統『紫明抄』夕顔巻にあった注記を、『河海抄』が夕顔巻の注記に用い、さらにそこから『河海抄』の帚木巻の注記へと、注記内容を転用していったのである。次の明石巻の例では、引歌の提示について差異が見られる。

・『河海抄』明石巻

あたらのよのときこえたり

あたらの夜の月と花とをおなしくはあはれしれらん人にみせ
はや

・京大本『紫明抄』明石巻

十二三日の月はなやかにさしいてたるにあたらよのときこえ
たり

問云、今夜は秋八月也、あたらのよのといへるに春の哥をひ

ける如何

答云、あたらのよのといへるかならずしも春季にかきるへか
らざる歎、たゝあらたにあきらかなる事にいふへきにや、

しからは春秋冬夏へたてなくてそあるへき

・内甲本『紫明抄』明石巻

十二三日の月はなやかにさしいてたるにあたらよのときこえ

たり

あたらの夜の月と花とをおなしくはあはれしれらん人にみせ
はや

問云、今夜は秋八月也、あたらのよのといへるに春の哥をひ
ける如何

答云、あたらのよのといへるかならずしも春季にかかきまゝきるへか
さる歎、たゝあらたにあきらかなる事にいふへきにや、し
からは春夏秋冬へたてなくてそあるへき

・内丙本『紫明抄』明石巻

十三日の月はなやかにさし出たるにあたらよのときこえたり

あたらの夜の月と花とをおなしくは心しれらん人にみせはや
『河海抄』が引用する和歌は、京大本には提示されていない。内
甲本と内丙本には、同じように引歌が指摘されているが、第四句
目の傍線で囲った部分の歌句が異なっている。『河海抄』と内甲
本では「あはれしれらん」であるのに対し、内丙本は「心しれら
ん」となっている。「あはれ」と「心」という細かな差ではある
が、内甲本のみと一致していることになる。この注記と同様に、
引歌の有無について『河海抄』と内甲本とで一致するものは、帚
木巻・夕顔巻・柏木巻でも見られる。(注記)

『河海抄』と内甲本との一致は、注記だけではなく、見出しの
本文部分でも見られる。次の夕霧巻の例がそれに該当する。

・『河海抄』夕霧巻

霧のたゝこゝもとまでたちわたれば霧まかてむかたも見しらす

漢書に陰陽みたれて霧になるといへり

山森さとの哀をそふるゆふ霧にたちいてん空もなき心ちして

夕霧に衣はぬれて草まくらたひねするかもあはぬ君ゆへ

此哥によりて夕霧大将といへり

(後略)

・京大本『紫明抄』夕霧卷

きりのたゝこのゝきもとまてたちわたればまか標出んでんかたも

見えすなりゆくはいかゝすへき

夕きりに衣はぬれて草枕たひねするかもあはぬ君ゆへ

・内甲本『紫明抄』夕霧卷

きりのたゝこ内甲本もとまてたちわたればまか標出んでんかたも見みし

らすなりゆくはいかゝすへき

夕きりに衣はぬれてくさまくらたひねするかもあはぬ君ゆへ

へ

・内丙本『紫明抄』夕霧卷

霧のたゝこのまかきのもとまてたちへたかれはまか標出んでんかた

もみえすなり行はいかゝすへきとかこちて

夕霧に衣はぬれて草枕たひねするかもあはぬ君ゆへ

見出しの本文の部分について、傍線部「ただこもとまて」と波

線部「見しらす」が、『河海抄』と内甲本とでは一致しているが、

京大本と内丙本は「たゝこのまかきのもとまで」・「見えす」と異

なる本文を提示している。注記内容に限らず、見出しの本文にま

で内甲本『紫明抄』との繋がり確認出来るのである。

この注記で注目したのは、内甲本に異本注記が傍記されてい

る点である。見出しの本文部分にそれぞれ「たゝこのゝきイ

本」・「みえすイ」と書かれており、この傍記は京大本と内丙本の

見出しの本文に一致する。当該箇所では内甲本の異本注記と『河

海抄』の見出し本文は一致せず、内甲本のものとの本文と『河海

抄』が一致しているのである。

・『河海抄』若菜下巻

なにかうき世にひさしかるへきとうちすしひとりこちて

残りなくちるそめてたき桜花ありて世中はてのうければき

ちればこそいと、桜はめてたけれなにかうき世に久しかる

へき

・京大本『紫明抄』及び内丙本『紫明抄』若菜下巻

なにかうき世にひさしかるへきとうちすしひとりこちて

のこりなくちるそめてたきさくら花なにかうき世に久しか

るへき

・内甲本『紫明抄』若菜下巻

なにかうき世にひさしかるへきとうちすしひとりこちて

のこりなくちるそめてたきさくら花なにかうき世にひさし

るへき

この例では、提示された和歌の四・五句目に異同が見える。『河

海抄』では傍線部「ありて世の中はてのうければ」になっている

のに対し、『紫明抄』諸本では波線部「なにかうき世に久しかる

べき」で共通している。そして内甲本の傍記に傍線部「又ありて世の中はてのうければ」とあり、これが『河海抄』で示されているものと同じであることが分かる。この他に、総角巻の「袖のいろをひきかけ給はしも」の注記に示された引歌において、同じように『河海抄』と内甲本の傍記との一致が見られる。

若菜下巻や総角巻の例は、夕霧巻の例とは正反対のもので、もとの本文は一致せず、傍記が一致するというものである。内甲本『紫明抄』に存在する異本注記には「又」「イ」「イ本」^(注15)「或」^(注16)「或本」等が存在し、それぞれ性質を異にしていると考えられる。内甲本『紫明抄』の異本注記が付された箇所すべてが『河海抄』と一致するわけではなく、その関係性については今後更なる検討を要するものである。

以上の検討から、内甲本系統『紫明抄』の奥書からだけではなく、『河海抄』の注記内容の面からも、内甲本系統『紫明抄』が注記に反映されていたことが確認出来た。『河海抄』の注記に『紫明抄』からの引用であると明記されていない箇所でも、内甲本系統『紫明抄』が使用されており、『河海抄』と内甲本系統は非常に密接な関係にあったと推測出来る。先に奥書で確認したように内甲本は書写の過程で複数の本が混入している可能性があるものの、『河海抄』と『紫明抄』との関係を見る上では、現在最善本とされる京大本よりも内甲本のほうがふさわしいと言える。

四 『河海抄』における『紫明抄』引用の手法

『河海抄』に使用される『紫明抄』が内甲本系統であることを踏まえた上で、『紫明抄』引用の手法について考察する。

『河海抄』の注記には、先行諸注書やその他多くの典籍からの引用が認められるが、出典をはっきりと明示する場合としない場合があり、ほとんどのものは明示されていない。『河海抄』の典籍引用の態度について、奥村恒哉氏は「河海抄がすべての引用典籍に書名を記している訳ではない」と指摘し^(注17)、また新美哲彦氏は「河海抄」が古注釈書の引用書名を挙げる際、その注釈書を批判する場合や、先行他注と比較する場合など、書名を引く必然性がある箇所も多いが、書名を引く箇所と引かない箇所で注に差異が認められないことも多い。」と述べる^(注18)。『河海抄』は出典の明示に関して重要視していなかったのである。また注記を孫引きする現象も確認出来るため、出典を特定することが困難な場合もある。先に述べた「俊頼口伝」の場合のように、注記に引用書名が明記されていないも、その引用書名^(注19)ごとの孫引きであるものも多い。『紫明抄』の引用についても当然このような問題点があてはまるが、まずは出典が『紫明抄』と明記されている注記の特徴を探る。『河海抄』に出典が明記された上で引用される先行諸注釈は、『源氏釈』は四一例（伊行尺）三八例・「尺」三例、『奥入』は七〇例（奥入）六六例・「奥」四例、『水原抄』は五〇例（水原抄）四二例・「水原」八例、『紫明抄』は一六例（紫明抄）一

五例・「素寂抄」一例^(金註)である。『紫明抄』に関連するものとして

は、このほかに「素寂説」三例、「素寂」三例が見え、明示されている『紫明抄』関係の注記は全体で二一例となる。『源氏釈』

『奥入』『水原抄』と比較すると、『紫明抄』の少なさは際立つ。そしてこのうちの半数を超える九例が、否定的な文言を伴いながら引用されているのである。数例を以下に示す。

・夕顔巻

きりかけたつ物

紫明抄に公良三位か説なとて秘事けにいひたれとも強不然歟大嘗会のしとみやといふ物也いま陣座の前に立也

・初音巻

めつらしや花のねくらに木つたひて谷のふるすをとへる鶯

紫明抄云とつるうくひすと尺せり謬説歟

(後略)

・梅枝巻

いとみにくければ

醜ニクシク素寂ニ挑悪イトニクシク云々僻事也

傍線部が『紫明抄』からの引用部分にあたり、線で囲った部分がそれに対する『河海抄』の否定的な文言に当たる。「強不然歟」「謬説歟」「僻事也」とあり、その他には「此義不可然」(紅葉賀巻)、「不審」(花宴巻・螢巻)、「不得其意」(少女巻)、「不足信用」(若紫巻・若菜下巻)といったものが用いられている。『紫明抄』に付された否定的な文言も、別の典籍から孫引きされたもの

と考えることも出来るが、その場合にしても『紫明抄』を否定的に扱っているという点に変わりはない。

『奥入』や『水原抄』の引用でも否定的に取り上げられる箇所があることから、先行注における誤った箇所を正そうとする意識のもとで否定されていると考えられる。ただし、『奥入』や『水原抄』の引用には、否定するだけではなく肯定的に扱うために書名が明示される箇所も存在する。これに対して『紫明抄』からの引用は、わざわざ書名を掲げてまで注記内容を肯定するものは存在しない。出典が『紫明抄』と明示された注記が少ないため一概に先行諸注釈書と比較することは難しいが、この点はこの諸注釈書とは異なる扱われ方である。『紫明抄』引用は、その書名が明示される場合は否定的に扱われるという特徴があると言える。

また先行諸注釈書からの引用と比較した際、『紫明抄』引用に見られる特徴として、『紫明抄』と『河海抄』とで、施注される巻が異なっている注記が存在する点が挙げられる。引用された注記がもととも存在していた巻と、その引用された注記が用いられた巻とが異なるということである。つまり『紫明抄』のある巻における注記を、『河海抄』が他の巻で利用するという方法である。この例を二点紹介する。

まず、『紫明抄』の注記を『河海抄』が転用しながら用いている例であるが、これは先に取り上げた帚木巻と夕顔巻の「されたるやりとくち」の注記である。もともと内甲本系統『紫明抄』夕顔巻にあった注記を『河海抄』が夕顔巻で利用し、さらにそこか

ら『河海抄』帚木巻へと、注記が転用されていたと考えられる。引用箇所が、夕顔巻よりも帚木巻の方でより一致を見せていることから、もとの注記が転用され参照されていたことが窺える。次に、『紫明抄』の複数の注記を『河海抄』が一カ所にまとめ、注記に用いている例を示す。

・内甲本『紫明抄』紅梅巻

いま物し給はのちのおほきおとゝの御むすめまきはしらなれ
かたくし給し君

野道大政大臣髭黒のおとゝの名也

柱上髭黒大臣女

・内甲本『紫明抄』竹河巻

これは源氏の御そうにもはなれ給へりしのおほいと
野道のおほい殿とは、ひけくろの大臣を申、野道の字、
人ことにおほつかなき事に申さるれと、重代の本にかき
をきて侍うへ、行成卿自筆を見侍りしかは、野道とかゝ
れたりしかは、あふきて信をとりて侍き

・『河海抄』紅梅巻

いま物したまふはのちのおほきおとゝの御むすめ真木はしら
はなれかたくし給ひし君を

野道太政大臣

髭黒大臣一名也

素寂抄云野道の字人ことにおほつかなき事に申さるれと
重代の本にかきをきて侍うへ行成卿自筆本に野道とかゝ
れたりしかは仰て信をとり侍き双岡大臣夏野一名野道大

臣と号すと云々(後略)

これは髭黒の人名についての注記である。傍線部と二重傍線部に示した箇所からも分かるように、『河海抄』では、傍線部「野道の太政大臣 髭黒の大臣の一名也」は『紫明抄』の紅梅巻から、二重傍線部「野道の字、人ことにおほつかなき事に申さるれと、重代の本に書き置きて侍るうえ、行成卿自筆本に野道と書かれたりしかば、仰ぎて信をとりはべりき」は『紫明抄』竹河巻の注記である。『河海抄』の二重傍線部は「素寂抄」からの引用であるとするが、内容から『紫明抄』の記事であることが分かる。^(注)

これらの現象は、一つの注記ごとに『紫明抄』を参照していたのではなく、非常によく『紫明抄』を読み込んでいたからなのではないだろうか。『河海抄』は『紫明抄』を単に踏襲しているのではない。注記の所在が『紫明抄』と『河海抄』で異なるのは、的確に『源氏物語』を理解するために、『紫明抄』の注記をよりふさわしい箇所を用い直したものと判断出来るよう。

『紫明抄』として明示されることは少ないながらも、善成の源氏学の基盤には『紫明抄』が大きく影響を与えていたと考えられる。今回は取り上げなかったが、『紫明抄』からの引用と明記されてはいないものの、注記が『紫明抄』と同文であり、明らかに『紫明抄』を引用していると考えられるものも存在する。また『紫明抄』をもとに『河海抄』が注記を増補していったと考えられる注記も存在することからも、『河海抄』が『紫明抄』をもとに作成されたことは窺える。

『紫明抄』と明記されている箇所が少なく、それらに肯定的な文言が使用されていないという特徴も、この点に起因するのではないだろうか。『紫明抄』の引用自体が少ないため、書名が明示される箇所が少ないのではない。善成の手にあり『河海抄』の基になった注釈書であったからこそ、肯定する部分にまでわざわざ出典を明記する必要がなかったのではないだろうか。『紫明抄』の解釈に従えない部分のみ、それを否定するために書名を出したのであって、『河海抄』を全体的に見ると注釈に必要な箇所では『紫明抄』を適宜利用しているのである。^(注2)

五 まとめ

以上本稿では、『河海抄』と『紫明抄』の関係について述べてきた。『河海抄』所引の『紫明抄』は内甲本系統であり、奥書と注記内容の両面からそれが確認出来た。そして『河海抄』内に見られる『紫明抄』引用は、出典が明記される場合は少ないものの多くの注記にその影響が見られ、『河海抄』は『紫明抄』を非常によく使いこなしていたことも窺える。『紫明抄』は、『河海抄』が注記編集の際に個別に参照していた注釈書ではない。もちろん注記に参照されているが、該当注記ごとにその都度『紫明抄』にあたっていたのではなく、『紫明抄』を基として他の注釈を足していくという編集方法がとられたと考える。

注記の内容からだけでなく、善成が早くから『紫明抄』を手に入れ書写を行っているという点は、外面的な部分で『河海抄』

と『紫明抄』の影響関係を窺えるものである。善成の源氏学を考えていく上で、その初期の段階で『紫明抄』がかなり大きな影響を与えていたと推測出来る。『紫明抄』は善成の源氏学の基礎となる一書であっただろう。そして善成の手にあった『紫明抄』に他の諸注が加えられていく形で『河海抄』(あるいはその前身のノートのなもの)が作り上げられていったと考える。そういった意味で、『河海抄』における『紫明抄』の扱いは他の先行注釈書と同格ではない。

『河海抄』の注記作成の過程を考える上で、その出発点とも言うべき位置にある内甲本『紫明抄』が持つ役割は大きく、今以上に参照されるべきである。

注

- (1) 大津有一「注釈書解題」(池田亀鑑編『源氏物語事典』、東京堂出版、一九六〇)。
- (2) 田坂憲二「内閣文庫蔵三冊本(内丙本)『紫明抄』について」(『源氏物語享受史論考』、風間書房、二〇〇九)。なお内甲本系統の諸本の関係については、同氏「内閣文庫本系統『紫明抄』の再検討」(豊島秀範編『源氏物語本文の再検討と新提言』4、國學院大學文学部日本文学科、二〇一一)に詳しい。
- (3) 内甲本の巻一は桐壺巻のみであるが、同系統の龍門文庫本・島原松平文庫本の内題には「紫明抄巻第一 自桐壺巻至末摘花」とある。もとは内丙本と同様に桐壺巻・末摘花巻までであったものがある段階で現在のような形態に分割されたとも、もとは内甲本の形態であったものを内丙本系統を参考に内題の部分だけを書き換

えたとともに考えられる。

(4) 『河海抄』の施注構成について、線で囲ってある部分は『紫明抄』三系統と対応している箇所。

(5) 内丙本『紫明抄』の奥書によると、『紫明抄』は永仁元年に巻一巻二が献上され、その後翌年に全巻が献上されたことが記されている。永仁二年の全巻献上の際に、巻一巻二の施注構成の割合を改訂したかとも考えられるが、検討の余地が残る。

(6) 内甲本の奥書は、巻一、巻三、巻四、巻六、巻八、巻十に存在する。巻一には応安三〇四年の奥書と元応元年の奥書、巻三には至徳四年の奥書、巻六には暦応元年の奥書とその後『水原抄』からの抜き書き、巻八・巻十には至徳四年の奥書と貞治四年の奥書が存在する。

(7) 巻六の奥書には「暦応三年十二月十日、以素寂自筆之本一書寫了。同日一校、朱点同。」とあり、書写は暦応三年と分かる。

(8) 『公卿補任』によると元応元年十二月時点での前権大納言は、二条為世、花山院定教、小倉実教、正親町実明、久我長通、日野俊光が該当するが、書写者は特定は出来ない。

(9) 小川剛生「四辻善成の生涯」(『二条良基研究』、笠間書院、二〇〇五)。

(10) 善成の生年を嘉暦元(一二二六)年とすると、善成が『紫明抄』を書写したのは十五歳の時になる。

(11) 『河海抄』の本文は、玉上琢彌編『紫明抄 河海抄』(角川書店、一九七八)により、『河海抄』(天理図書館善本叢書和尚書之部第七十巻・七十一巻、八木書店、一九八五)と龍門文庫本(阪本龍門文庫善本電子画像集 <http://mahoroba.lib.nara-wu.ac.jp/y05/y054/>)を参照した。『紫明抄』の句読点は私に付した。

(12) 帚木巻「うへはつれなくみさほつくりて」、夕顔巻「さらぬわかれはなくもかなとなむ」、柏木巻「女御の宮たちはちゝみかと

の御かたさまにわうけつきけたかうこそおはしませへ」の注記。

(13) 田坂憲一「京都大学本系統『紫明抄』と内閣文庫本系統『紫明抄』」(豊島秀範編『源氏物語本文の研究』、國學院大學文学部日本文学科、二〇一一)。氏によると、内甲本系統の一本である東京大学総合図書館蔵本について、その異本注記を京大本と比較した結果、京大本と一致するものもあれば、現存していない別系統

の『紫明抄』の本文であると推察できるものもあるとする。内甲本系統『紫明抄』の書き入れについては、稿を別にした。

(14) 奥村恒哉「河海抄の位置」(『国文学』、学燈社、一九六九・一)。
(15) 新美哲彦「光源氏物語抄」から『河海抄』へ「注の継承と流通」(『源氏物語受容と生成』、武蔵野書院、二〇〇八)。

(16) この他にも、例えば帚木巻に見られる「綺語抄」「無名抄」からの引用は、書名までも含めて『袖中抄』からの孫引きによる。

(17) 西村富美子「河海抄引用書名索引」(玉上琢彌編『紫明抄 河海抄』、角川書店、一九六八)による。この他にも、「定家卿」「光行」「親行」として人名が明示されて説が示される箇所があり、『紫明抄』に対する出典明示の少なさが確認出来る。

(18) 注記流入の過程を考える上で、『素寂抄』を『紫明抄』と同一に考えてよいのかという問題も残るが、ここでは注記の内容から『紫明抄』として捉える。

(19) 桐壺巻の女御更衣に関する注記をはじめ、准拠を指摘する注記に多くその傾向が見える。『河海抄』から指摘される准拠もあるが、『紫明抄』の注記をそのまま孫引きしている箇所もある。

(20) このような態度でありながら、『河海抄』の序には『紫明抄』については特に触れられていない。『紫明抄』を注釈に利用する態度は、善成の源氏学の師である丹波忠守から受け継いだものであったとも考えられるが、ここでは可能性の指摘に留める。

(まづもと・おおき 本学大学院博士後期課程)